

社会人の学びなおし

三島市の リカレント 教育

リカレント (recurrent) には、「繰り返す」「循環する」という意味があり、『リカレント教育』とは、**学校教育を終えて社会に出たあとも、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと**を言います。

市では、リカレント教育に取り組む皆さんを応援するため、教育機関や企業などと協力してさまざまな事業に取り組んでいます。

就職した後も！



知識やスキルを身につけて



資格取得！



✿ スキルアップ

✿ キャリアアップ

✿ 留学・転職・起業

三島市の取り組み ～皆さんの志を応援します！～

取り組み

1

生涯学習センター 夜間施設提供事業

資格取得を目指す人を対象に、Wi-Fi を完備した研修室や、パソコンを常設した教室を無料で開放しています。

▶対象

市内在住・在勤の
18歳以上の人

▶時間

午後6時～8時45分
(開館日に限る)



夜間施設利用者の声

● 利用し始めた **きっかけ** は？

会社の同僚がこの制度を利用して、私も資格取得に向けて勉強しようと思っていたところ、その同僚から教えてもらい、利用するようになりました。

● 利用してみた **感想** を聞かせてください

仕事をしていると場所や時間が限られてしまったり、小さい子どもがいて自宅での勉強が難しかったりと、集中できる環境がなかなかありませんでした。仕事が終わった夜の時間帯に、落ち着いて、集中して勉強に励むことができるこの制度は本当にありがたく感じています。

(40歳代：施設利用2年目)

取り組み

2

三島リカレントサイト

リカレント教育についてのホームページを開設しています。市内の教育提供機関や行政などが実施する関連情報を整理・発信しています。

三島リカレント
サイト ▶▶▶



各種助成制度のご案内もしています
今頑張っている人、これから始める人
ぜひ一度ご覧ください！

取り組み

3

三島市リカレント教育推進会議

市内および近隣の教育機関や企業の関係者が委員となり、各機関の現状報告、意見交換などを通して市のリカレント教育に関する課題やその解決方法などを検討しています。

頑張る皆さんを
支えるために！



【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

令和6年度から個人市・県民税均等割に併せて賦課徴収
森林環境税（国税）および森林環境譲与税



◀ 詳細はこちら
（市ホームページ）

■森林環境税とは

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を、安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度から、個人市・県民税均等割に併せて賦課徴収されます。

納税義務者 市内に住所を有する人

非課税基準（次のいずれかに該当する人）

- ▶生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ▶その年の1月1日現在の状況が、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下である人
- ▶前年中の合計所得金額が下記①または②以下の人
 - ①同一生計配偶者および扶養親族がいない人
…41.5万円
 - ②同一生計配偶者または扶養親族がいる人
…31.5万円×(扶養親族+1)+10万円+18.9万円

年額 1,000円

個人市・県民税均等割額について

市・県民税 国税

令和5年度	令和6年度
県民税均等割(1,900円)	森林環境税(1,000円)
市民税均等割(3,500円)	県民税均等割(1,400円)※
	市民税均等割(3,000円)※
計 5,400円	計 5,400円

※東日本大震災復興基本法に基づいた地方税法の特例による年額各500円の個人市・県民税の均等割が令和5年度に終了するため、森林環境税導入後も総額に変更はありません

■森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、森林環境税として賦課徴収した税金（国税）が市町村や都道府県へ譲与されるもので、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進などに活用されます。

問▶森林環境税賦課について…課税課 ☎ 983・2626

▶森林環境譲与税の活用について…農政課 ☎ 983・2654

募集

申込み受付を開始します
令和6年度 三島市放課後児童クラブ



◀ 詳細はこちら
（市ホームページ）

12月1日より、各児童クラブにて令和6年度放課後児童クラブの申込み受付を開始します。

時12月1日(金)～令和6年1月9日(火)

場市内各小学校の、入会を希望する放課後児童クラブ

対下校時に就労などのため保護者が家庭にいない児童

※詳細は入会案内または市ホームページ

申必要書類を各児童クラブへ提出

※12月1日から各児童クラブで配布。市ホームページからもダウンロード可

注▶児童クラブへは開所時間中に時間に余裕をもってお越しください。

- ▶現在入会中の場合も改めて申請が必要です。
- ▶申込み多数の場合は、学年や保護者の状況などにより必要性の高い児童を優先します。

※入会児童数に余裕のある児童クラブは、夏休みのみの利用を受け付けます。詳細は令和6年6月ごろにお知らせする予定です。

問三島市放課後児童クラブ運営事務局（株）トヨタエンタプライズ ☎ 941・7601

■放課後児童クラブの概要

開所時間	
月～金曜日	放課後～午後6時30分 ※延長は最大午後7時まで
土曜日・長期休暇・代休日など	午前7時30分～午後6時30分 ※延長は最大午後7時まで
利用料金	
平日(8月を除く)	5,000円/月
平日(8月)	8,000円/月
土曜日 ※毎週開所(場所:北第二・錦田)	400円/回
延長利用 ※午後6時30分～7時	100円/回
同一世帯2人目以降の利用	2人目半額、3人目以降無料
減免	対象:生活保護受給世帯・住民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯
会費	
おやつ・備品代	おやつ代1,500円/月、備品代500円/月 ※アレルギーを持つお子さまはおやつ持参のため備品代のみ